

## 市第96号議案

## 横浜市寿生活館の指定管理者の指定

次のように横浜市寿生活館の指定管理者を指定する。

平成22年12月3日提出

横浜市長 林 文子

名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
横浜市寿生活館	中区寿町4丁目 14番地	財団法人寿町勤労者福祉協会 理事長 有 木 文 隆	平成23年4月1日か ら平成28年3月31日 まで

## 提 案 理 由

横浜市寿生活館の指定管理者を指定したいので、地方自治法第24条の2第6項の規定により提案する。

参 考

地方自治法（抜粋）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第244条の2（第1項から第5項まで省略）

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

（第7項から第11項まで省略）